

返戻金制度に関する規定

リーフラス株式会社

この規定は、有料職業紹介事業における求職者からの内定辞退または早期退職が発生した場合の返戻金制度について定めるものです。

1. 目的

本規定は、当社が紹介した求職者について、利用企業様の責によらない事由により、内定辞退または早期退職が発生した場合に、受領済みの紹介手数料の一部を返戻することにより、利用企業様との信頼関係の維持および公正な取引を確保することを目的とします。

2. 適用範囲

この規定は、当社と職業紹介契約を締結し、当社からの紹介により採用した求職者に対して適用されます。

3. 返戻金の対象となる事由

次のいずれかの事由が発生した場合に、返戻金の対象とします。

1. 求職者が内定を承諾した後、入社日までに内定を辞退した場合。
2. 求職者が入社した後、契約に定める試用期間中または入社日から一定期間内に、以下のいずれかの事由により退職した場合。
 - 自己都合による退職
 - 利用企業様の責によらない事由による解雇

4. 返戻金の算出方法

返戻金の額は、当社が利用企業様から受領した紹介手数料(消費税を除く)を基準とし、内定辞退または退職の時期に応じて、以下の返戻率に基づき算出するものとします。

発生時期	返戻率
入社日～30日以内	80%
入社日～60日以内	50%

発生時期	返戻率
入社日～90日以内	30%

算出式：返戻金額 = 受領紹介手数料(税抜) × 返戻率

5. 返戻金支払いの手続き

1. 利用企業様は、第3項に定める事由が発生した場合、速やかに当社に対し、書面または電子メールにてその旨を通知するものとします。
2. 通知には、内定辞退日または退職日を明記するものとします。
3. 当社は、通知を受理した後、返戻対象事由および返戻金額を確認し、利用企業様に対し確認結果を連絡します。
4. 返戻金の支払いは、確認完了後までに、利用企業様指定の銀行口座へ振り込むものとします。振込手数料は当社が負担します。

6. 返戻金の対象外となる事由

以下のいずれかの事由に該当する場合、本規定の返戻金制度は適用されません。

- 利用企業様の責に帰すべき事由(労働条件の不履行、不当な解雇、ハラスメント等)により求職者が退職した場合。
- 天災地変等の不可抗力により求職者の雇用が維持できなくなった場合。
- 利用企業様が、当社の定める紹介手数料の支払期日までに支払いを完了していない場合。
- 紹介された求職者が、利用企業様のグループ会社または関連会社に再入社した場合。

7. 雑則

本規定に定めのない事項については、当社と利用企業様との間で別途協議の上、定めるものとします。